# 小学校段階における法教育に関わる授業づくり
## ー法教材の開発を通した授業実践を中心にー

教職実践基礎領域
森谷　志保

## Ⅰ　はじめに

筆者は学部時代、法学部に在籍し、様々な法の解釈を通じてリーガルマインドを育んできた。それにより、多種多様な事案について状況や環境、関係性といった事実を捉え、適正な判断を下していくことや、世の中の仕組みや情勢を正確に読み取っていく術を身に付けた。そのような経験から、PCK（pedagogical content knowledge）の概念に基づき本研究を進めるに至った。

2009 年に裁判員制度が導入され、一般国民が司法に介入する直接的な機会が出来た。しかし、法に関する十分な知識を得ない者が重罪に当たる事案を判断することは、たとえ一審のみであっても負担が大きいために消極的な意見は未だに多い[1)]。さらに、2016 年に選挙権が 18 歳に引き下げられたことは記憶に新しいが、選挙権を行使し得る公民としての能力が若者に十分に備わっているのか[2)]という点にも疑問が残る。早ければ高校 3 年生で選挙に参加することになるが、現状の学校教育において公民教育は小学校 6 年生で、本格的に国の仕組みについて学ぶのは、中学校 3 年生の社会科公民的分野においてである。しかし、選挙権を行使するにあたり、社会の仕組みを知ることは必然的であって、それを理解し、社会参画意識を高めるには時間を要するものであり、社会参画をするための能力の育成について十分とは言えない。

以上の日本社会の現状や時代の変化に伴い、本稿では、社会の仕組みを知り理解していく手立てとして法教材を用いた授業づくりを行い、社会の仕組みへの理解を通じて、社会に積極的に参加しようとする児童の育成を目指した授業実践について報告する。

## Ⅱ　主題設定の理由

### （1）本研究の意義

近年、法教育の重要性が高まってきている背景には、我が国の社会の変化がある。1990 年以降、我が国は自由で公正な社会をよりよく実現するための行政改革や規制緩和が進められてきた。しかし、それにより国民が自由に活動できる範囲が広がることによって、様々な紛争が起こることが生じることが予想され、紛争解決を法に基づいて公正に行う必要性がますます高まってきている。また、グローバル化が進展していくにつれ、様々な文化的背景や価値観を持った人々の間での交渉が日常化していくことによって、今まで以上に透明なルールによる紛争解決が求められるようになった。また、これと同時に、一連の改革を通じて、国や地方公共団体の活動などの公共的な事柄について、国民の参加がより一層求められるようになってきている。司法制度改革においても、法や司法制度は、本来、法律の専門家のみならず国民全体で支えられるべきものとされ、司法を支える国民的基盤を確立するために、2009 年 5 月までには国民が一定の刑事裁判に参加する裁判員制度が開始されることとなった。これは、国民が法や司法を利用するだけではなく、司法を支えるために能動的に参加することが求められていることを意味する[3)]。

このような制度改革が実りあるものとなるためには、何よりもまず、国民一人一人が、自らの権利と責任を自覚し、国民の自律的な活動を支える法や司法の役割を十分に認識しなければならない。その上で、法律専門家の助力を得ながら、紛争に巻き込まれないように必要な備えを行い、仮に紛争に巻き込まれた場合には、法やルールに則った適正な解決を図るよう心掛けるとともに、自ら司法に能動的に参加していく心構えを身に付ける必要がある。

法及び司法に関する学習機会を充実させることが必要とされるのは、まさに、このような要請に応えるためであって、それゆえ、このような教育においては、法律の条文や制度を知識として暗記するのではなく、法やルールの背景に、どのような目的や価値があるのか、司法や制度がどのような役割を担っているのかを、自ら考えることを通じて学び、司法制度を正しく利用し、適切に参加する力を身に付けておかなければならない。

### （2）研究主題について

#### ①法の意義

土井（2009）は法教育の基本理念・目標として「憲法が前提とする『自由で公正な民主社会』を形成し、その維持・発展を図るために必要な法的見方・考え方の基礎を子どもたちに習得させること」が目的であると述べている。すなわち、わが国の伝統的な意識の中では、法や規範意識と言うと、どうしても禁止や命令などの『拘束』と結びついてしまうが、法教育は決して管理型社会を目指しているわけではなく、むしろ、

法は人々の生活をより豊かにするためのものであることを理解させることが重要であるとしているのである。簡潔に言い換えるならば､｢みんなとともに自分らしく生きることのできる社会」を構築・維持するために、法がいかなる役割を果たし、また果たすべきか、それを理解し学んでいこうとするもの」が法教育であるとされている[4]。

**②学校教育における法教育の現状**

2016 年 6 月より選挙権が 18 歳に引き下げられ、年齢には依るが、高校生が選挙権を持つようになった。つまり、それは小学校 6 年生も 6 年後には選挙権を持つことになることを意味する。選挙は社会参画をする 1 つの手段であり、社会参画をしていくためには世の中の仕組みの理解が必要となる。そしてその理解のもと、自分の考えを持ち、表現していく力をつけていかなければならない。だからこそ、社会の仕組みを知る教育が小学校段階から必要であると考えられる。

このように、法や司法が身近に感じる社会になってきた現在、将来の法を担う主権者である子どもたちへの法教育が注目され､昨今の学習指導要領の改訂では、小・中・高等学校の社会科・公民科をはじめとする諸教科、道徳、特別活動等において、法教育の指導の充実が求められるようになった。法教育は、法律の条文や知識を暗記するのではなく、法やルールの背景に、どのような目的や価値があるのか、司法や裁判がどのような役割を担っているのかを自ら考えることを通して学び、司法制度を正しく利用し、適切に参加する力を身に付けることを目的としている。しかし、現状の日本社会では、法が難しいというイメージは払拭されておらず、実際の法教育の実践例や先行研究では、中学校や高等学校での実践が多く、小学校での実践はまだ多くはないのが現状だ。だが、前述した 18 歳選挙権や裁判員制度等の時代の要請から、法やルールについての考え方を身に付け、主体的かつ積極的に社会に参加する主権者を育て、自由で民主的な社会を築いていくためには、小学校という早い段階から行っていく必要があると考えられる。

**③法教材の意義**

法学者の間では、「社会あるところに法あり」「法は社会を映す鏡である」と言われている。このような法諺は私達が社会生活を送るためには一定の秩序が必要となり、その秩序を保つためには何らかの法やルールが必要であるということを端的に表している。それを踏まえて戸田（2008）は「法を見れば、社会が見える」「法の変化を見れば、社会の変化が見える」[5]と述べている。千葉大学教育学部附属小学校では「小学校における『社会的なものの見方や考え方』を育む社会科学習」という研究に継続的に取り組み、本校の研究テーマと法教育に関する研究を組み合わせ､｢社会的なものの見方や考え方」の一つとして“法”という視点を組み込んだ社会科学習の開発を行ってきた。特色としては、社会科の性質を利用して、絵画資料や統計資料と同じように、様々な法を資料として扱うことを提案し､経済や文化と同じように｢社会的な見方や考え方」の一つとして“法”を位置づけようとしているところにある。また、法の社会的機能を生かした社会科教材開発を行うにあたって、①第一に、法の専門的知識を持たない教師でも容易に教材開発ができること、②第二に、法教育という新たなジャンルではなく、あくまでも社会科という既存の一教科で実践可能なものであること、の 2 点を主張している[6]。

**④法教育の定義**

法教育研究会（現法教育推進協議会）では、日本における法教育の方向性を示すため､2004 年に法教育研究会報告書の中で、法教育を以下のように定義付けた。

「法曹養成のための法学教育などとは異なり、法律専門家ではない一般の人々が対象であること、法律の条文や制度を覚える知識型の教育ではなく、法やルールの背景にある価値観や司法制度の機能、意義を考える思考型の教育」[7]（法教育研究会 2004）

しかし、法務省の示す法教育とは「法を教える」ものであり、道徳でルールについて考えたり、社会科の公民的分野の学習において憲法を学んだり模擬裁判を体験したりして、法を直接的に学習するものである。そのため、小学校でそれを行うとすれば、テーマが限定され、単元を通した学習は難しくなる。社会に積極的に関わろうとする子どもを育てるためには、社会の仕組みを正しく捉えることが大切であり、そのために資料として法を扱う、すなわち法教材を用いることは有効な手立ての一つであると考える。

以下に、資料 1 として、小・中・高等学校を見通した法教育の展開の構想図を示す。

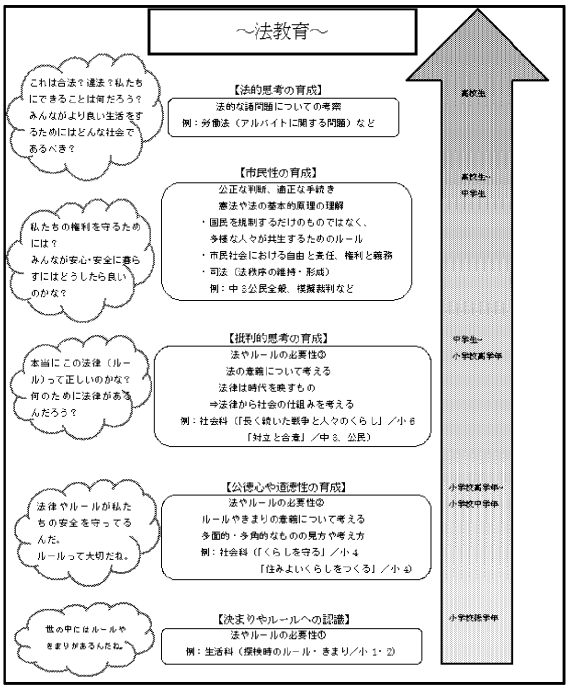

【筆者自作　小・中・高を見通した法教育の構想図１】

**④研究構想図**

以上を踏まえ、法教育として法教材を用いた授業実践を通して社会の仕組みを正しく捉え、自分の考えを持ち、表現していく力の育成を目指し、研究構想を設定した。

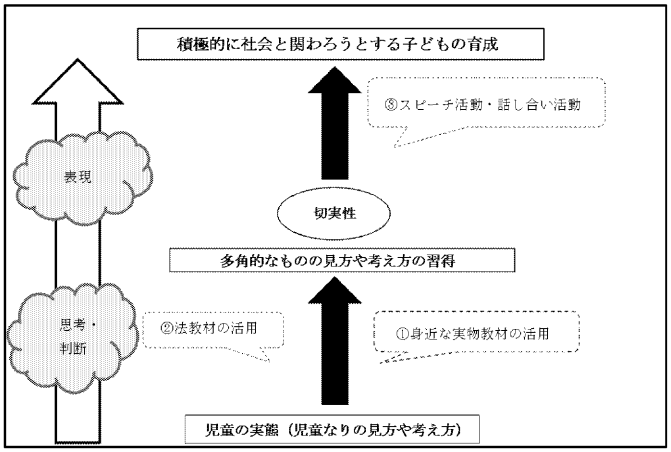


【筆者自作、研究構想図】

## Ⅲ　実践の報告

本章では、研究構想図に基づいた教師力向上実習Ⅰ・Ⅱ、実習後 12 月 4 日に行った道徳の授業実践について報告する。

法教育実践では、先行研究で見出した理論をもとに、既存の教科単元内に法教育を取り入れるにあたって、①児童の発達段階に合わせ、法の理解を補助し得る教材の使用（＝**手立て①　法と関連性のある実物教材の活用**）、②社会の仕組みに迫るための法の活用（＝**手立て②　法律の活用**）、③積極的に社会に参加しようとする意識の向上を目指すための話し合いの時間の設定（＝**手立て③　自分の考えを表現する機会の場の工夫**）の３つの手立てを授業内に取り入れた。

なお、手立て③は実習Ⅰ後に見出したものであるため、実習Ⅰについては手立て①と手立て②についてのみ報告する。

### （１）－１　教師力向上実習Ⅰの授業実践

対象：刈谷市立公立小学校　第４学年 83 名
期間：2018 年５月７日～６月１日
単元：社会科「事件や事故が起きたら」

### （１）－２　単元計画

| 時数 | 学習内容 | 法教材 |
|---|---|---|
| 1 | 「あれっ、この道は」<br>身近にある危険に気づこう | 危険予測図・写真 |
| 2 | 「事故が起きたら」<br>どうして様々な職業の人が事故現場にいるのだろう | |
| 3 | 「事故が起きたら(2)」<br>愛知県ではどのくらい交通事故が起きているのだろう | |
| 4 | 「法やきまりは何のためにある？」<br>法やきまりの大切さについて考えよう | 標識・標示・信号機等 |
| 5 | 「自転車のきまり」<br>どうして自転車のきまりがあるのか考えよう | 道路交通法 |
| 6 | 「安全にくらすために」<br>警察の仕事について考えよう | |
| 7 | 「安全にくらすために(2)」<br>交通事故を防ぐために、自分たちに何ができるだろう | |

### （１）－３　実践の概要

**手立て①：法と関連性のある実物教材の活用**

普段の生活において、法と関連性のあるものは多い。本単元では、道路標識や道路標示等を法教材として活用し、児童が交通のきまりを身近に感じやすいようにした。事前に連携協力校の正門前の交差点を写した写真を用意し、授業導入時に黒板に拡大提示して交通のきまりに関するものを探させた。児童からは、信号機や横断歩道、ガードレール等多くの答えが挙げられた。これらは普段の登下校の際に見られるものではあるが、授業の振り返り時に書かせたワークシートからは、交通のきまりが数多くあることへの驚きを表す記述が見られた。

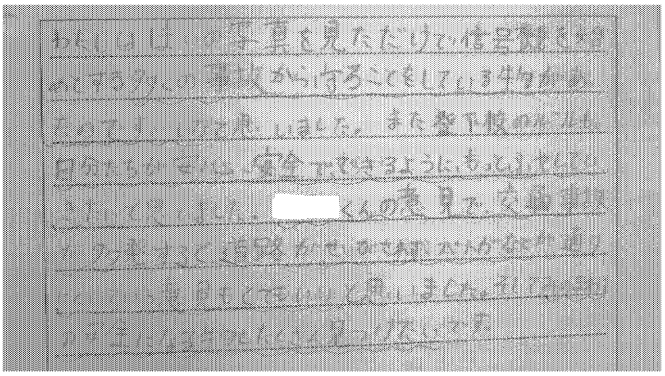

【資料１　実習Ⅰ社会科第４時・児童のワークシートより】

**手立て②：法律の活用**

前時に学習した交通のきまりに関連する道路標識や道路標示等が日本全国で統一されたきまりであることを第５時で知らせ、本時で初めて児童は「法律」について触れた。本時では、自転車教室の内容を踏まえ、自転車が法律では車に分類され、信号無視が違反であることやヘルメットをしなければならないことに加え、道路標識等を守る必要があることを確認し、道路交通法の内容を確認した。また、「もしも交通のきまりが無かったら」という問いを児童に投げかけ、交通のきまりの必要性を改めて感じさせるようにした。

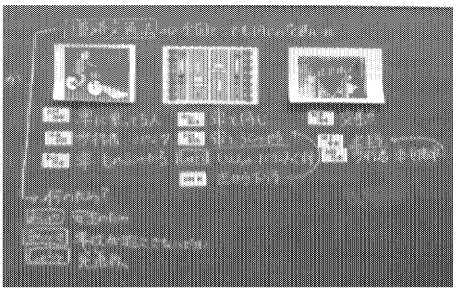

【資料２　第５時板書写真「もしも交通のきまりが無かったら？」という問いに対しての児童の意見】

また、授業振り返り時に書かせたワークシートからは、法律で決められているきまりの多さへの驚きや、交通のきまりの重要性に気付いたという感想が多く見られた。

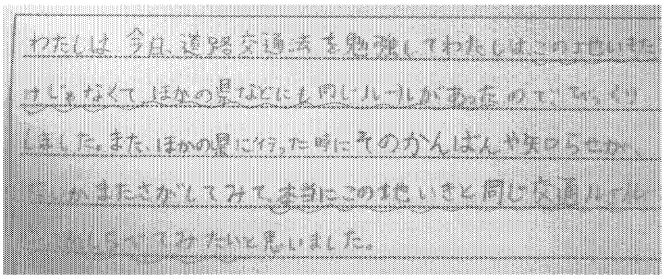
わたしは今日、道路交通法を勉強してわたしはこのエロいきまりじゃなくてほかの県などにも同じルールがあったのでびっくりしました。また、ほかの県にイキったときにそのかんばんや矢印らしきものをさがしてみて、まるでこのまちいきと同じ交通ルールかどうかしらべてみたいと思いました。

【資料３　第５時・児童のワークシートより】

**１－４　実践の考察**

手立て１について、児童の身近にあるものを法教材として活用することで、児童が法に抵抗感なく学習することができると感じた。小学校第４学年で法に直接的に触れることは通常なく、かつ実践時期が５月ということもあり、法律を理解することは難しいと考えられた。しかし、道路交通法について学習する前に、身近なものを題材としてきまりに触れさせたことで、次時に行った道路交通法に関する学習内容のクッション的な役割を果たしたのではないかと考えられる。

手立て２については、日本全国共通のきまりとして道路交通法の内容に触れさせ、子ども六法を参考に、小学生でも分かりやすい言葉に直した条文を印刷した資料を配布した。しかし、実際には、条文を読むことはせず、標識等の実物教材や自転車教室で学んだことから交通のきまりとして授業を展開していったので、児童は法律というより、交通ルールとして認識した様子であった。ただし、本来の法教育としての目的であった「社会の仕組みを理解する」という点についてはある程度達成できたと考えている。

教師力向上実習Ⅰの実践を通して、法教育の目的である社会の仕組みを理解させることの重要性を再確認できたが、社会の仕組みを理解し、自らの考えを持ち、表現するところまでは達成し得なかった。したがって、教師力向上実習Ⅱでは、法教材を活用して社会の仕組みを理解することに加えて、思考力・判断力・表現力等の育成を目指した授業づくりを行うことにした。

**（２）－１　教師力向上実習Ⅱの授業実践**

| |
|---|
| 対象：刈谷市立公立小学校　第４学年 27 名 |
| 期間：2018 年 9 月 29 日～10 月 26 日 |
| 単元：社会科「ごみの処理と利用」 |

**（２）－２　単元計画**

| 時数 | 学習内容 | 法教材 |
|---|---|---|
| 1, 2 | 身のまわりのごみについて考えよう | |
| 3, 4, 5 | クリーンセンターを見学しよう | |
| 6 | ごみを出す時のルールについて調べよう | ごみ集積所の看板 |
| 7 | 刈谷市のごみ出しのルールについて知ろう | 平成 30 年度刈谷市ごみの分け方・出し方<br>刈谷市指定ごみ袋 |
| 8 | 資源ごみのゆくえについて考えよう | 平成 30 年度刈谷市ごみの分け方・出し方<br>家電リサイクル券 |
| 9 | 家電リサイクルについて考えを深めよう | 家電リサイクル券<br>不法投棄の様子を示す写真 |
| 10 | ごみを減らすために自分たちにできることを考えよう | |

**（２）－３　実践の概要**

**手立て①：法と関連性のある実物教材の活用**

本単元「ごみの処理と利用」では、クリーンセンターの見学を含めている。クリーンセンター見学前の授業では、児童からごみの分別等のごみ出しのルールに関することについての意見が多く出され、日常生活においてルールやきまりが身近にあることが伺えた。

第６時では、ごみ集積所に設置されている不法投棄の禁止を示す看板や、各ごみを集積する曜日などごみ出しのきまりを示す看板を写した写真を提示した。その上で、第７時において刈谷市のごみ分別が記載されているパンフレットを見ながらごみ分別体験を行い、きまりが細かにあることやきまりの意義について考えさせた。

結果として、ごみ出しのきまりへの新たな気付きや、きまりの必要性を見出した児童が多く見られ、中には家族にも伝えたいという意見もあった

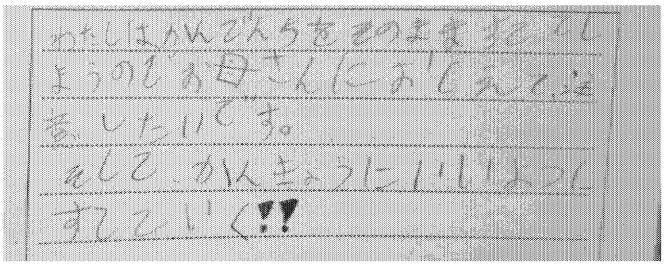
わたしはかんごんうをまのあたりにしようのでお母さんにおしえてあげたいです。
そしてかんきょうたいせいをすすめていく!!

【資料４　第７時・児童のワークシートより】

**手立て②：法律の活用**

本単元では、第 8 時の資源ごみのゆくえを学習し、その内容を踏まえて第9時で家電リサイクル法を活用して家電リサイクルの仕組みに迫った。本時までの授業でリサイクルに関心のある児童は多く見られたが、家電リサイクルについて知っている児童はいなかったようである。授業では前時までに学習したきまりの意義に触れながら、家電リサイクルについての理解を深める児童の様子が見られた。

**手だて③：自分の考えを表現する機会の場の工夫**

第9時で家電リサイクルの仕組みを学習し、それを踏まえて現行の家電リサイクルの仕組みについて議論させた。家電リサイクルの仕組みを理解した上でその仕組みに賛成か反対か、またその意見に対する理由を事前にワークシートに書かせ、自分の意見を言いやすいよう工夫した。また、社会の仕組みを理解し、それに対する自分の考えを積極的に表現してほしいという研究の趣旨から、自分の意見を視覚化するために、賛成の場合は緑色の紙コップ、反対の場合は白色の紙コップを机上に置かせた。また、その意見はいつでも変えて良いことを議論冒頭で伝え、議論中の児童の考えの流れを掴めるようにした。

【資料５　第９時･家電リサイクルの仕組みについて議論している様子】

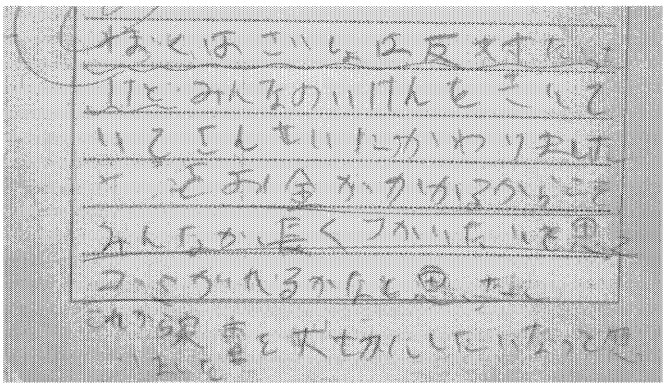

【資料６　第９時・児童のワークシートより】

**（２）－４　実践の考察**

手立て①について、普段から行っているごみの分別やごみの出し方を、自治体が決めたきまりやルールを実際に見て確認することで、児童が無意識に行っていたものを意識化することが出来た。ワークシートの振り返りには、「テレビや電池はどうするのか」「リサイクルしたものはどうなるのか」など、ごみ出しのルールから視点を広げて疑問を持つ記述が見られた。ごみ出しのきまりやルールに触れ､「環境のために分別する」「クリーンセンターの人が大変だから」「分別するのは再利用（リサイクル）できるものと分けるため」というような意見が多く出されたことから、法と関連性のある実物教材は、児童が社会の仕組みを知り、関心を持つきっかけになったのではないかと考えている。

手立て②については、第８時で学習した資源ごみのゆくえと関連して、家電リサイクル法を活用し、家電リサイクルの仕組みについて議論させた。実習Ｉの反省もあり、法律の条文を小学校中学年段階で理解することは難しいこと、本研究における実践は「法を教える」ものではないことを踏まえ、家電リサイクル法の条文は児童に提示せず、家電リサイクル法に示されている家電リサイクルの仕組みを図や写真を用いて説明し、理解させるようにした。児童は家電リサイクルに対して、リサイクルする際の費用への疑問やリサイクルの必要性、重要性、環境への配慮等、様々な考えを自分なりに持ったようであった。

手立て②に加え、手立て③として同授業で家電リサイクルの仕組みについて議論させた。すなわち、現在の家電リサイクル法に対する議論を行ったのであるが、賛成派の意見が圧倒し、議論と言うよりは話し合いの要素が強くなった。しかし、自らの考えを表現し、友達の意見を聞きながら再び題材について考えている様子は、ワークシートや意見表明用の紙コップの色の変化から伺うことが出来た。これは、本研究の目的である、社会の仕組みを理解し、自らの考えを持ち、表現するところに合致したものであると考える。

**（３）－１　12 月４日の授業実践**

| |
|---|
| 対象：刈谷市立公立小学校　第４学年 27 名 |
| 日時：2018 年 12 月４日 |
| 教科：道徳「『学校で学ぶこと』について考えよう」 |

**（３）－２　実践の概要**

**手立て①：法と関連性のある実物教材の活用**

本題材「『学校で学ぶこと』について考えよう」は、子どもの教育を受ける権利をもとに、自分自身の学校生活の過ごし方を、もう一度考えさせるきかっけとするために考えたものである。

ここでは、道徳で法を扱うにあたって、絶対的なイメージのある法を教材とするために、教育を受ける権利が保障されている日本との比較対象として、貧しい国の子どもたちの現状を知らせるポスターとその現状を表す写真を使い、子どもの権利条約と合わせながら権利の在り方について考えさせる授業にした。法のみを扱ってしまうと、「法が絶対だから」「権利なんだか

ら学校へ行かなければならないんだ」というように、強制や拘束のイメージを加速させてしまう可能性も否めない。本実践で用いたポスターや写真は直接的に法と関連するものではないが、子どもの権利条約を批准している国でも、学習権が保障されていない現状を示すための資料として有効に働いたのではないか。

**手立て②：法律の活用**

学校で学ぶことを題材とし、その根拠規範の代表的なものとして教育を受ける権利を保障している日本国憲法第26条を挙げた。授業実践をした学級は5月の実習Ⅰ、10月の実習Ⅱでも授業で法を扱っていたため日本国憲法を教材として扱っても抵抗感は無かったようだ。実際、日本国憲法を知っているかと授業始めに口頭で聞いたときに、頷くなどの反応をしていた児童は学級の半数以上見られた。

また、世界の現状に目を向ける際に、子どもの権利条約にも触れ、教育を受ける権利が日本だけでなく世界の子どもにも同じくあることを知らせた。これは、日本では保障されていて当たり前になっている権利が、世界のある国や地域では権利があるにも関わらず保障されていない現状を理解させるために触れたものである。児童の発言や振り返りシートからは、当たり前だったはずの「学校に行って学ぶこと」が実は世界では当たり前ではなかったことについての言及が多かった。法で社会の仕組みや現状を垣間見ることが出来たと言って良いだろう。

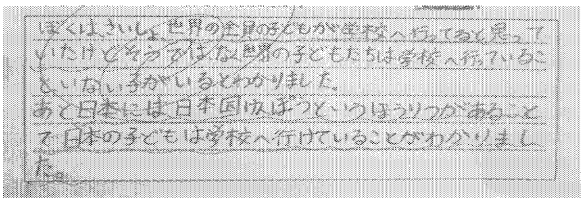
ぼくは、さいしょ、世界の色々の子どもが学校へ行ってると思っていたけどそうではなく世界の子どもたちは学校へ行っていることいない子がいるとわかりました。
あと日本には日本国けんぽうというほうりつがあることで日本の子どもは学校へ行けていることがわかりました。

【資料７　振り返りシートより】

【資料８　子ども六法を資料として配布】

**手だて③：自分の考えを表現する機会の場の工夫**

「学校で学ぶことが出来る権利をどのようにしていくか（＝行使するか）」について話し合い隊形に変えて話し合いの時間を設けた。しかし、一時間の授業であったため十分な時間が取れず、単に考えを発表するだけの時間になってしまった。ただ、その中でも「～さんの考えに付け足して」「～くんの意見と同じで」というようなつなぎ言葉は見られ、相手の意見を参考にして自分の考えに立ち返ることは出来ていた。

**（３）－３　実践の考察**

授業をする機会を与えてもらった際、筆者の担当していた学級は、授業中集中できていない児童が多く、学習に対する意欲が見られないという実態があった。このような様子から、筆者は道徳の授業で学校生活についてもう一度考える機会を設ける必要があるのではないかと考え、計画した授業が本実践である。

また、筆者の法教育研究の視点から、18歳に選挙権が繰り下がった以上、公民分野を学ぶ年齢も下げる必要があると考えていた。選挙権を持つということは、社会に直接的に参加する機会を持つということであり、政治的リテラシーを育むことは必然であろう。だが、それと同時に社会の仕組みも理解していなければ、社会に関心を持つ機会も、社会に対して適切な意見を言う機会も得られないのではないだろうか。そのような観点から、時代を映し、社会の流れを反映させている法を教材として扱うことが有効であると考えてきた。その考えから、我が国の最高法規である日本国憲法についても早い段階から触れておく必要があると考えた。そこで、学校で学ぶことを題材に、日本国憲法第26条「教育を受ける権利」を本実践で扱うことにしたのである。

結果から述べると、今まで日本国憲法を学んだことのない児童にとって、本実践は難しいかもしれないという懸念はあったものの、補助教材の効果もあり、学校で学ぶことに対する自らの考えを再構築するという授業の目標は達成できたと言って良いだろう。授業中の発言や振り返りシートから、学校で学んでいることを生かしていきたいという旨や、学ぶということがどんなことなのかについて自分なりに考え、述べている児童が多かった。

しかし、日本国憲法第26条「教育を受ける権利」を「学校で学ぶ権利」と言い換え、内容も出来るだけ簡単な言葉を使って説明するよう心掛けたものの、児童に理解させるがために法に触れる時間を少なくしてしまった。そのためか、比較教材として使用したポスターや写真が児童の印象に強く残り、自分たちの「権利」そのものについて触れた言及があまり見られなかった。

道徳としての目標と法教育としての目的、どちらを優先させるべきか、という点において、本実践では道徳で行っている以上、道徳としての目標に重点を置くことにした。法教育という授業を設けるのではなく、あえて教科の中で行うことにあたって、法教育をどう位置付けていくか、法教材の役割は何なのかを明確にすることが必要であると言えよう。

## Ⅳ　量的研究の実証・考察

本章では、実践における実証とその考察を述べる。実証・考察は量的・質的研究の両方の視点から試みた。

**(1) 因子分析による実証**

20 項目のアンケート調査を踏まえ、SPSS を用いて因子の生成を試みたところ、4 つの因子「社会参画（切実性）」「意欲」「表現力」「規範意識」が生成された。さらに、これらに整合性があるか、α係数を用いて実証した。

| 社会参画 | 意欲 | 表現力 | 規範意識 |
|---|---|---|---|
| 0.936 | 0.893 | 0.755 | |

【資料９　信頼性統計】

上記の結果から、社会参画、意欲、表現力のα係数は 0.7 を超え、妥当性･信頼性の高い数値を得られた。なお、規範意識に関する因子は 1 項目のみのため、整合性を実証することが出来なかったが、本研究では規範意識も視野に入れた実践であるため、規範意識についても関連性を見ることとする。

以下は本研究に関する因子とその質問項目を抜粋した表である。

| 因子 | 項目番号 | 質問内容 |
|---|---|---|
| 直接的参加意識 | 11 | 将来、人の役に立つ人間になりたいと思っている。 |
| | 12 | 地域のために自分に出来ることは何かを考えたことがある。 |
| | 16 | 社会科で学んだことは、普段の生活に役立つ。 |
| 間接的参加意識 | 8 | 色々な情報を比べて、解決に必要な情報を選ぶことが出来る。 |
| | 14 | 社会科は楽しい。 |
| 表現力 | 4 | 話し合いの時、自分の意見を言うことが出来る。 |
| | 9 | 自分の意見や考えを相手に伝える時、理由も言うことが出来る。 |
| 規範意識 | 1 | ルールやきまりは守るべきだ。 |

【資料 10　本研究に関わる因子とその質問項目】

**（2）実践前後のアンケート調査平均値比較**

ここでは、実習Ⅰ・Ⅱにおける実践前後のアンケート調査の結果とその考察を述べていく。

**A　直接的参加意識**

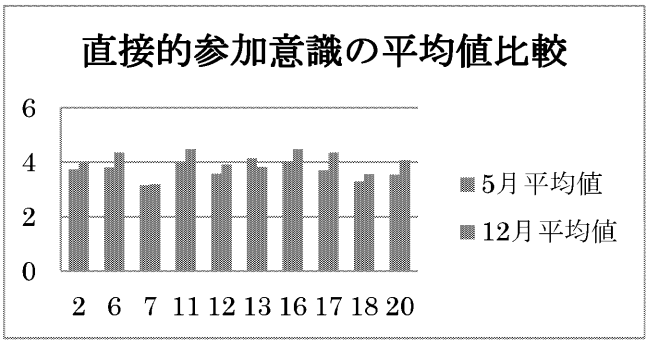


【資料１１　直接的参加意識の平均値比較グラフ】

直接的参加意識については、アンケート調査項目 13 以外の全ての項目の平均値が上昇し、法教育が直接的参加意識の向上に一定の効果があることが認められた。項目 13 は、「地域の活動や行事に参加したい」という質問であり、地域行事への参加意識は法教育によって必ずしも高められるものではないと考えられる。

**B　間接的参加意識**

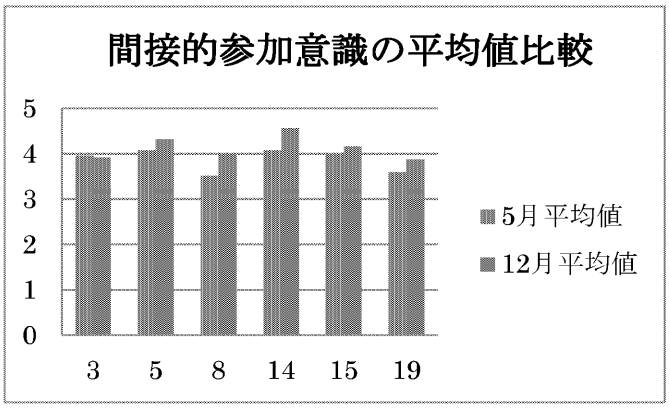


【資料１２　間接的平均値比較グラフ】

間接的参加意識については、アンケート調査項目 3 以外の全ての項目の平均値が上昇し、法教育が間接的参加意識の向上に一定の効果があることが認められた。項目 3 は、「人が困っているとき進んで助ける」という質問であり、これまでの実践の中で触れなかった内容でもあるので、効果が表れなかったと考える。

**C　表現力**

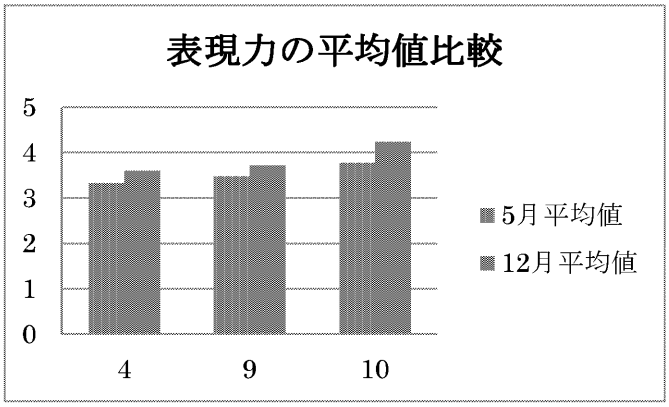


【資料１３　表現力の平均値比較グラフ】

表現力については、全ての項目の平均値が上昇し、法教育が表現力の向上に一定の効果があることが認められた。

**D　規範意識**

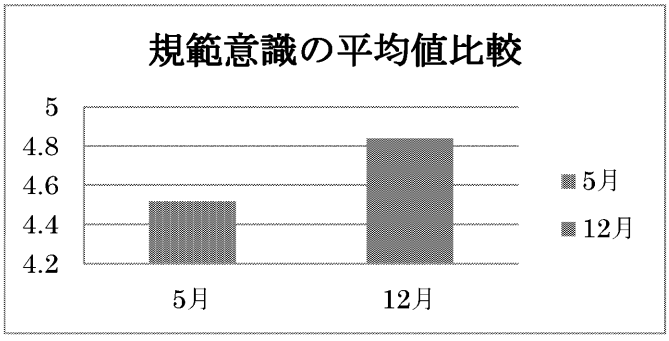


【資料１４　規範意識の平均値比較グラフ】

規範意識については、項目 1「ルールやきまりを守るべきだ」という質問内容であり、実習前後の平均値は上昇した。

**（2）パス解析による実証**

ここでは、Amos によるパス解析を行った結果をもとに実証する。

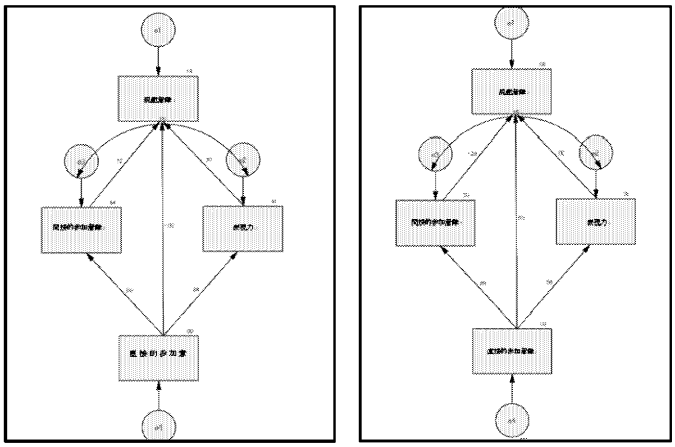

【資料１５　左図：実習前、右図：実習後のパス図】

以上により、「直接的参加意識」と「規範意識」、「直接的参加意識」と「間接的参加意識」の関係性がそれぞれ高い傾向にあることが分かった。本研究においては、社会に積極的に参加しようとする意識（「直接的参加意識」）を育むため、社会科や道徳において、法教材を使いながら社会の仕組みについての理解を深める実践を繰り返し行った。法教材を扱うことにより、法律、ルール、きまりを守ることの必要性や重要性を見出し、社会の仕組みを知っていく上で「規範意識」が育まれたと考えられる。身近に法が存在していること、そしてみんながその法ないしルールを守らないとどうなるか、守るにはどうしたら良いのかを考えさせることで、誰かに伝えようとする気持ち、そして自分自身もその法やルール、きまりを守ろうとする意識が身に付いたのではないだろうか。

また、社会に積極的に働きかけようとする気持ちである「直接的参加意識」については、本実践が社会科中心であったことから、社会科に対する意欲の向上と、もっと社会の仕組みについて知りたい、調べたいという意識の向上、すなわち「間接的参加意識」の高まりに結び付いたと考えられる。どちらも社会参画の要素があるため、関連性が高いと実証されたのであろう。

その他の因子の関連については低い傾向にあった。論理的思考力や話し合いスキルを含む「表現力」は法教育において欠かせないものの１つであると考えるが、表現力と社会参画意識は関連性が低いようだ。しかし、授業実践において、児童の規範意識や社会の仕組みへの理解に重点を置いたこともあり、話し合いや議論の時間が十分に取れなかったことも今回の結果に少なからず影響しているであろう。これらを踏まえ、社会の仕組みへの理解を深める上で、児童同士の議論や話し合い活動等、児童の意見や考えを表現する機会を十分に設けることが必要であるという結論に至った。

## Ⅴ　質的研究の実証・考察

**（1）KJ 法による実証**

ここでは、12 月 4 日に 4 年 2 組（計 27 名、うち 2 名欠席）で行った研究授業の 1 時間での児童の変容について、質的研究である KJ 法を用いて法教材の有効性を検証した。愛知教育大学教職大学院応用領域学生 M１（16 名）の現職教諭と愛知教育大学教職大学院教授である倉本哲男、杉浦美智子に「法教材」と「指導観」の 2 つの視点で授業後それぞれ付箋に記入し、同概念のものを分類、分析してもらった。

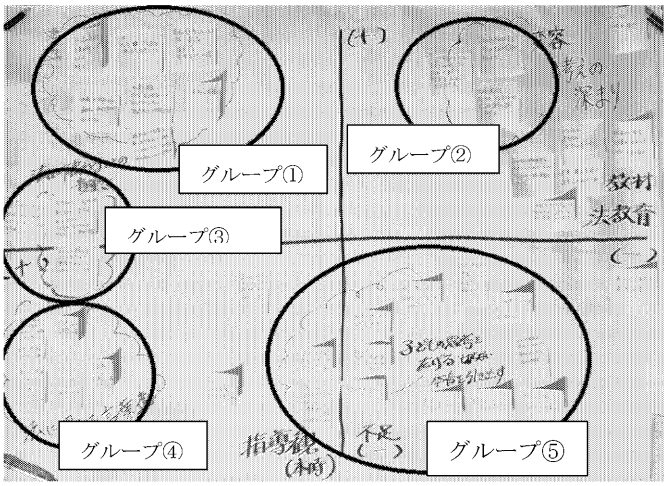


【資料１６　KJ 法による分析】

| グループ①　【法教材＋　指導観＋】　教材の工夫 |
|---|
| 映像や写真等、教材の有効性について多くの意見が出た。小学校中学年で法教育を行うにあたって、児童の理解を補助し得る教材選択の必要性を確認できた。 |
| グループ②　【法教材－　指導観＋】　子どもの変容と考えの深まり |
| 話し合い活動により児童の意見交流が活発に行われ、児童の振り返りからは考えの変容が見られたことが分かる。その一方で、法を扱うことで「強制されている」という感覚が出てしまう可能も否めない。 |
| グループ③　【法教材＋　指導観±】　法に触れることの貴重さ |
| 小学校中学年で法を扱うことへの意義が述べられていた。児童が社会に目を向けるきっかけとしての法教材の可能性を見出した。児童が社会への関心を高められるように授業者が切り返していけば、考えがより深まっていくのではないか。 |
| グループ④　【法教材＋　指導観－】　法に関わる言葉の使い方 |

| |
|---|
| 法律を扱うことへの難しさとそれに伴う国語教育の必要性に対する意見が出た。法律を理解することは中学年には難しく、内容を説明する際には分かりやすい言葉で、かつ妥当な言葉を選択する必要があった。 |
| グループ⑤　【法教材±　指導観－】　子どもの思考の広がり |
| 中学年における法に対する理解の難しさにより、授業者が話し過ぎる傾向にあるという意見があった。児童の意見に対する切り返し、板書の構造の工夫により、子ども主体の授業になるよう工夫する必要があった。 |

【KJ 法における分析の考察】

以上による KJ 法により、本研究における理論として、「単元や題材の中における法教材の役割」「法教材と児童をつなぐ工夫の必要性」「法教育のための国語教育の充実」を見出した。

法教育を小学校段階から行うにあたり、法を扱うことへの難しさに直面することは避けられない。法教育の特設授業を行うための授業時数を確保出来れば、より充実した法教育を進めることが可能となるが、現在の学校教育では、本研究における実践のように、既存の教科や単元内で法教育を行っていくことが求められるであろう。そのためには、一教科単発で扱うのではなく、教科横断的に法を理解するためのカリキュラムを作ることが必要であると言える。

**（３）text mining による実証**

ここでは、教師力向上実習Ⅱの第 9 時と実習後の道徳実践時に児童が記述したワークシートをもとに、text mining フリーソフト（User Local）を用いて、実証と考察を行った。テキストデータを分析することで、児童の思考過程や意識を分析した。

**①教師力向上実習Ⅱ**

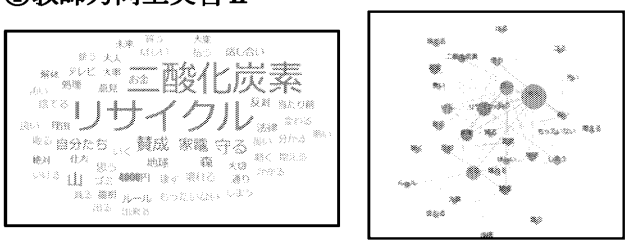


【資料１７　フリーソフトによる text mining①】

第 4 学年社会科「ごみの処理と利用」第 9 時「家電リサイクルについて考えを深めよう」について、テキストマイニングした結果、上図のように「リサイクル」と「二酸化炭素」が印象的に表された。

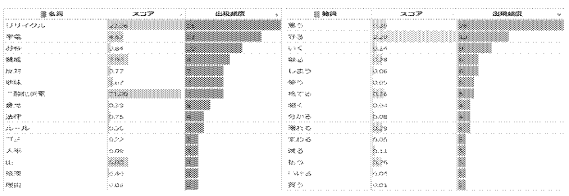

【資料１８　text mining②】

さらに、単語出現回数におけるスコアを見ると、「リサイクル」「二酸化炭素」「守る」という言葉が多いことが分かる。スコアはその単語の「重要度」を表す値である。「リサイクル」は、本時で扱った家電リサイクル法をもとに、家電リサイクルの仕組みについて議論する形式の授業であったため、リサイクルという言葉が頻出したと考えられる。児童は、家電リサイクルについて友達の意見を聞きながら、リサイクルに対する自らの考えを深めていったのであろう。そして、「二酸化炭素」は、授業中、「ごみを燃やすと二酸化炭素が出る」と発言した児童の発言がきっかけとなり、「二酸化炭素」に注目して発言する児童が多く見られた。それによって上記表に反映されたと考えられる。また、「守る」は、教師力向上実習Ⅰの実践時から、ルールやきまりの大切さを考える機会を設けていたため、児童の意識が自然とルールを「守る」という方向に傾いているのではないかと考えられる。また、共起ネットワークにより、「法律やルールを守ってリサイクルすることは良い。」という一文が導き出された。「法律」「ルール」という単語が一定数程度出現していることから、法律を守ること、ルールを守ることに対する規範意識が高められた結果が児童の記述に現れたことが推測される。

**②実習後の道徳授業実践（12 月 4 日実施）**

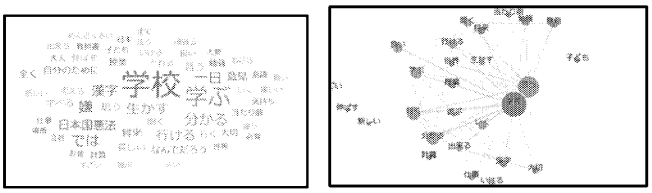


【資料１９　text mining③】

第 4 学年道徳「『学校で学ぶこと』について考えよう」について、テキストマイニングした結果、上図のように「学校」と「学ぶ」「生かす」「分かる」「行ける」「日本国憲法」が印象的に表された。

図中の「学校」という単語に注目すると、「思う」「行く」「授業」「分かる」「漢字」「大切」などに共起していることが分かる。世界の現状を知った児童が学校の大切さに気付いたと推測できる。しかし、本時で扱った「日本国憲法」や「権利」という言葉は児童のワークシートへの記述にはほぼ見られず、貧しい国の子どもたちの現状が児童にとって強く印象に残ったと考えられる。そこから、学校に行くことの意義を見出していったのではないだろうか。

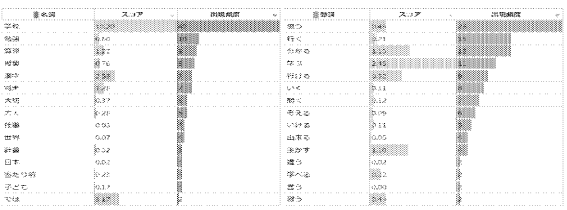

【資料２０　text mining④】

さらに、単語出現回数におけるスコアを見ると、「学校」「学ぶ」「分かる」「生かす」「行ける」という言葉が多いことが分かる。「学校」「学ぶ」について、本時の題材にもなっており、学校で学ぶことに対する自らの意見を共有する場面が多かったために、その内容がワークシートに現れたと考えられる。また、「分かる」「行ける」という言葉は、授業の展開において、貧しい国の子どもたちの現状を知らせたため、自分たちを含む日本の学びの環境と比較し、学びの環境の違いから、学校に行けるということの意味を見出した児童が多かったことが推測される。「生かす」については、上記表より、「漢字」「将来」という言葉も一定数程度出現していることから、学校で学んだ内容を生かしたいという意識を児童が持ったと考えられる。共起ネットワークによる分析においては「学校は大切で、漢字が出来たり分かったりするから、行くことは良いことだ。」という一文が導き出せた。本題材では、学校で学ぶことの意義を考える授業内容であったため、法が直接的に児童の意見に出てくることはなかったが、法が学校に行くことへの意義を考える一資料として有効に働いたと考えられよう。

## Ⅵ　本研究における成果と課題

本章では、本研究の Research Question から、実践・考察を整理し、成果と課題を簡潔に述べる。

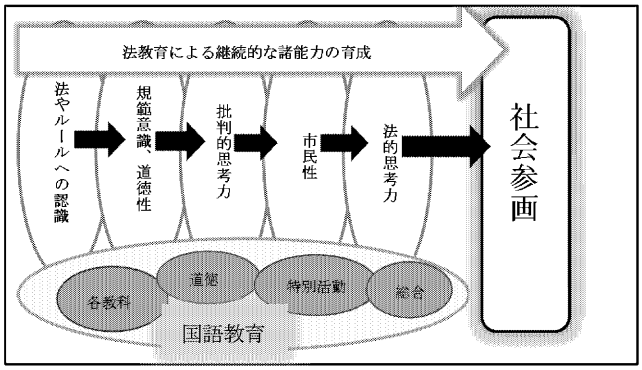


【筆者自作、小・中・高を見通した法教育カリキュラム構想図２】

### １　本研究の成果

○量的研究により、社会参画意識の向上が規範意識の向上にある程度影響を及ぼしていることが分かった。

○質的研究により、法教材が社会の仕組みを知り、理解するための手立てとして有効的であることが分かった。

○小学校中学年段階であっても、法教材とそれに合わせた補助教材を組み合わせることにより、法を教材として扱うことを示すことが出来た。

### ２　今後の課題

●量的研究の実証が不十分であり、特にアンケート項目の内容を吟味するべきだった。結果、「規範意識」の因子の信頼性を実証出来なかった。

●法を扱うにあたり、言語活動を重視すべきだった。言葉の難しさを緩和すべき手立てを構築する必要がある。

●法の条文や制度を表面だけで扱うのではなく、法の成立過程にも注目し、法の政治的・歴史的・法的背景にも触れることで、法教材としての効果が高まると考えられる。

### ３　今後の展望

法教材を小学校で扱うことについては、言葉にも説明にも、そして扱い方にも難しさが生じ得る。現在の法教育では、弁護士や裁判官等、法律の専門家がゲストティーチャーとして模擬裁判を行ったり、ルール作りの授業を行ったりしており、法律専門家との協力は欠かせないものである。しかし、それと同時に一般の教員が出来る法教育を推進していくことで、さらに法教育を身近なものとすることが出来るであろう。そのためには、具体的な法教育カリキュラムの構築が必要であること、そして教師自身の「法」に対するイメージを変えることにあるのではないだろうか。

筆者自身、小学校で法教育を行ってきたが、教師としての実践経験が乏しく、授業実践そのものに多くの課題があった。これから教師経験を積んでいく中で、授業力を向上させ、小学校段階における一般教員でも出来る法教育の実践を示していきたい。

**【引用・参考文献】**


1) 内閣府「裁判員制度に関する世論調査」（平成 17 年 2 月調査）

2) NHK 実施世論調査 参院選における有権者の意識～「参院選後の政治意識・2016 調査」から(1)～

3) 土井真一「法教育の基本理念」大村敦志、土井真一編著『法教育のめざすもの－その実践に向けて－』、2009、商事法務、ｐ17

4) 千葉大学教育学部・附属連携研究社会科部編「社会が見えてくる“法”教材の開発」、2008、明治図書、p18

5) 4)と同書、pp14-17

6) 法教育研究会「はじめての法教育」、2005、ぎょうせい、p2

・最高裁判所 HP「裁判員制度」http://www.courts.go.jp/saikosai/、2019.1.16

・最高裁判所「裁判員制度の運用に関する意識調査（平成 30 年 1 月調査）」、ｐ25

・磯山恭子「アメリカにおける法教育の到達点から学ぶ」全国法教育ネットワーク編『法教育の可能性－学校教育における理論と実践』、2001、現代人文社、p166

・関東弁護士会連合会編「法教育－21 世紀を生きる子どもたちのために－」、2002、現代人文社、p28

・大谷太「法教育の展望」大村敦志、土井真一編著『法教育のめざすもの－その実践に向けて－』、2009、商事法務、pp30-31

・法務省 HP, 2019.2.5、http://www.moj.go.jp/

・法と教育学会 HP、2019.2.5、http://gakkai.houkyouiku.jp/

・江口勇治編「世界の法教育」2003、現代人文社、pp10-11



**【付記】**

約１年半にわたるサポーター活動と、教師力向上実習Ⅰ・Ⅱでは、連携協力校の校長先生、教頭先生、教務主任、学級担任の先生をはじめ、多くの先生方に大変お世話になりました。丁寧なご指導とご助言をいただいたことで、充実した実習を行うことが出来たこと、感謝申し上げます。

最後になりましたが、サポーター活動や教師力向上実習Ⅰ・Ⅱ、日々のゼミ指導の中で手厚くご指導をしてくださいました倉本先生をはじめ、すべての教職大学院の先生方に心から感謝申し上げます。本当にありがとうございました。